



平成 29 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 日成ビルド工業株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 森岡 篤弘  
 (コード：1916、東証第1部)  
 問合せ先 執行役員 経営戦略本部 部長 島田 英樹  
 TEL. 03-5418-5903

### 単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 11 日開催の取締役会において、単元株式数の変更及び定款の一部変更を行うことについて決議するとともに、平成 29 年 6 月 27 日開催予定の第 57 期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に株式併合について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 変更の理由

東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を 100 株に集約することを目指しています。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を踏まえ、平成 29 年 10 月 1 日をもって当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

##### (2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

##### (3) 変更の条件

本株主総会において後記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもってその効力が生じることといたします。

#### 2. 株式併合

##### (1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、当社株式の売買単位あたりの価格について中長期的な株価変動を勘案しつつ、証券取引所が望ましいとしている水準（5 万円以上 50 万円未満）に調整するため、当社株式について 2 株を 1 株に併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うことといたしました。

##### (2) 併合の内容

- ① 併合する株式の種類 普通株式  
 ② 併合の割合 平成 29 年 10 月 1 日をもって平成 29 年 9 月 30 日（実質上 9 月 29 日）の最終の株主名簿に記載された株主様のご所有株式 2 株につき 1 株の割合で併合いたします。

##### ③ 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在）	71,113,168 株
併合により減少する株式数	35,556,584 株
併合後の発行済株式総数	35,556,584 株

(注)「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、「併合前の発行済株式総数」及び「併合の割合」に基づき算出した理論値です。

④併合後の発行可能株式総数

併合前の発行可能株式総数	120,000,000株
併合後の発行可能株式総数（平成29年10月1日付）	60,000,000株

なお、発行可能株式総数を定める定款規定は、本株式併合の効力発生日（平成29年10月1日）に上記のとおり変更したものとみなされます。

(3) 併合による影響等

本株式併合により、発行済株式総数が2分の1に減少することになりますが、純資産等は変動しませんので、1株当たり純資産額は2倍となり、株式市況の変動などの他の要因を除けば当社株式の資産価値に変動はありません。

(4) 併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

所有株式数	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	8,406名（100.0%）	71,113,168株（100.0%）
2株未満	135名（1.6%）	135株（0.0%）
2株以上	8,271名（98.4%）	71,113,033株（100.0%）

本株式併合により、所有株式数が2株未満の株主様135名（平成29年3月31日現在、その所有株式の合計は135株です。）が株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買増し」（会社法第194条第1項及び当社定款第10条の定めによります。）または「単元未満株式の買取り」（会社法第192条第1項の定めによります。）の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(5) 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合は、会社法第235条に基づき当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(6) 新株予約権の権利行使価額の調整

株式併合に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たりの権利行使価額を、平成29年10月1日以降、次のとおり調整いたします。

発行決議日（付与対象者の区分）	調整前権利行使価額	調整後権利行使価額
第1回新株予約権（従業員用） 平成25年4月8日取締役会決議 （当社の執行役員及び従業員）	201円	402円
第2回新株予約権（従業員用） 平成26年4月28日取締役会決議 （当社の執行役員及び従業員）	262円	524円
第3回新株予約権（従業員用） 平成27年4月24日取締役会決議 （当社の執行役員及び従業員）	390円	780円
第4回新株予約権（従業員用） 平成28年4月25日取締役会決議 （当社の執行役員及び従業員）	492円	984円

(7) 併合の条件

本株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件に、平成29年10月1日をもってその効力が生じることといたします。

3. 定款の一部変更

当社の定款は、上記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもって以下のとおり変更されます。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>120,000,000 株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>60,000,000 株</u> とする。
(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。	(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。

4. 日程

取締役会決議日	平成 29 年 5 月 11 日
定時株主総会開催日	平成 29 年 6 月 27 日 (予定)
株式併合の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日 (予定)
単元株式数の変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日 (予定)
定款一部変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日 (予定)

(ご参考) 上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日を予定しておりますが、株式の振替手続との関係上、東京証券取引所における株主の皆様による当社株式の売買は、同年 9 月 27 日以降、これらの効力発生を前提とする売買単位 (併合後の 100 株) にて行われることとなります。

以 上

添付資料

(ご参考) 株式併合及び単元株式数の変更に関する Q & A

**Q 1 株式併合、単元株式数変更とはどのようなことですか。**

A 1 株式併合とは、複数の株式をあわせてそれより少ない数の株式とするものです。今回当社では2株を1株に株式併合いたします。

また、単元株式数とは、株主総会において議決権の行使の単位となる株式数をいうもので、証券取引所において売買単位としても用いられています。今回当社では単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

**Q 2 株式併合、単元株式数変更の目的は何ですか。**

A 2 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき売買単位を100株に統一するための取組みを推進しています。当社におきましてもこの趣旨を踏まえ、当社の売買単位となる単元株式数を1,000株から100株に変更することとしたものです。

あわせて、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格について中長期的な株価変動を勘案しつつ、証券取引所が望ましいとしている水準（5万円以上50万円未満）に調整するため、当社株式について2株を1株に併合を行うことといたしました。

**Q 3 所有株式数と議決権数はどうなりますか。**

A 3 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年9月30日（実質上9月29日）の最終の株主名簿に記載または記録された株式数に2分の1を乗じた株式数（1に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、株式併合及び単元株式数変更の効力発生日の前後で、ご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

例	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式相当分
①	1,683株	1個	841株	8個	0.5株
②	1,000株	1個	500株	5個	なし
③	999株	なし	499株	4個	0.5株
④	500株	なし	250株	2個	なし
⑤	199株	なし	99株	なし	0.5株
⑥	1株	なし	0株	なし	0.5株

株式併合の結果、1株に満たない端数株式（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合（上記の例①、③、⑤、⑥のような場合）は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を各株主様の有する端数の割合に応じて、平成29年12月にお支払いする予定です。

なお、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増しまたは買取り制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。

具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または後記（※）の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

効力発生前のご所有株式数が2株未満の場合（上記の例⑥のような場合）は、株式併合により、すべてのご所有株式数が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。

**Q 4 資産価値には影響を与えないのですか。**

A 4 株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、株主様のご所有の株式数は株式併合前の2分の1となりますが、逆に1株あたりの純資産額は2倍となります。したがって、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。また、株価についても理論上は併合前の2倍となります。

**Q 5 所有株式数が減れば、受け取ることができる配当金は減るのですか。**

A 5 株主様のご所有の株式数は2分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、併合割合(2株を1株に併合)を勘案して、1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績の変動など他の要因を除けば、株式併合を理由にお受け取りになられる配当金の総額が変動することはございません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

**Q 6 株主は何か手続きが必要ですか。**

A 6 特段のお手続きの必要はございません。

なお、2株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当社が一括して処分し、その処分代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いいたします。

株式併合前のご所有株式数が2株未満の株主様は株主としての地位を失うこととなります。

**Q 7 株式併合後でも単元未満株式の買増しや買取りをしてもらえますか。**

A 7 株式併合の効力発生前と同様、市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主様は、単元未満株式の買増しまたは買取り制度をご利用いただけます。具体的なお手続きは、お取引の証券会社または後記(※)の当社の株主名簿管理人にお問い合わせください。

**Q 8 株式の売買停止期間はありますか。**

A 8 売買停止期間はございませんが、売買後の株式の振替に要する日数等との関係で、現在の売買単位株式数(1,000株)でのお取引は平成29年9月26日(火)までとなります。平成29年9月27日(水)から新しい売買単位株式数である100株単位でのお取引となり、株価も平成29年9月27日(水)より株式併合の効果が反映されたものとなります。

**Q 9 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。**

A 9 次のとおり予定しております。

平成29年6月27日(火)	定時株主総会開催日(予定)
平成29年9月26日(火)	現在の単元株式数(1,000株)での売買最終日(予定)
平成29年9月27日(水)	変更後の単元株式数(100株)での売買開始日(予定)
平成29年10月1日(日)	株式併合、単元株式数変更及び発行可能株式総数変更の効力発生日(予定)
平成29年12月上旬	端数処分代金の支払開始(予定)

※ 当社の株主名簿管理人：

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

〒168-0063 東京都杉並区和泉2丁目8番4号

電話：0120-782-031(フリーダイヤル)

受付時間 午前9時から午後5時まで(土・日・祝祭日を除く)

以 上